

第 69 回 引受けに関するワーキング・グループ

〔 平成 26 年 11 月 28 日 (金) 午前 10 時 00 分 〕
〔 日本証券業協会 第 3 会議室 〕

議 題

1. 自主規制規則の見直しに関する検討結果等について
2. その他

以 上

**会員における引受審査のあり方・MSCBの
取扱いのあり方等について**

- 会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ最終報告 -

平成 19 年 2 月 22 日

会員における引受審査の
あり方等に関するワーキング

「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」第一次報告
(平成18年9月20日付け公表)の内容

日本証券業協会

新規上場会社の引受審査項目の見直し

オペ懇論点整理においては、「新興企業向け市場等に上場して間もない企業の一部に財務内容や経営状況等に問題のある事例が発生していることを踏まえ、本協会の「有価証券の引受け等に関する規則」(以下「14号規則」という。)において規定している審査項目¹に、例えば、①コーポレート・ガバナンスの状況、②事業計画・業績見通しの妥当性、③企業の成長性、④資金使途の適正性、⑤関係会社の管理状況、⑥財務データの整備状況及び適時開示に向けた体制の整備状況といった項目を追加するとともに、各審査項目についても評価基準を設定することが考えられる」旨の指摘が行われている。

検討にあたっては、オペ懇論点整理で規則化すべきとされたこれらの引受審査項目を踏まえつつ、新規上場会社の引受審査項目の見直しについて検討を行った。

(1) 検討の内容

公開適格性

「公開適格性」を大分類項目として規定することとした。広義の公開適格性という意味では、今回整備するすべての引受審査項目が該当することとなるが、ここでいう公開適格性は、引受審査の入り口において確認すべき、証券市場を通じて資金調達しようとする企業の根幹に関わる部分である。

具体的には、事業内容が社会的な批判を受けるもの、又はその恐れのあるものでないことや、それに纏わる経営者の意識を始め、昨今特に重要性を増している反社会的勢力との関係として、企業が国民共有の財産である証券市場を通じて投資家から広く資金を調達するにあたり、経営者、従業員のみならず、株主や取引先においても反社会的勢力が含まれず、また排除の仕組みが適切に構築されているか及び上場するにあたっての市場の利用目的の健全性について審査を行うべきとの結論に至った。

企業経営の健全性と独立性

「企業経営の健全性と独立性」を大分類項目として規定することとし、具体的には、企業の親会社、主要株主、役員などの関連当事者(公開前規制にて規定する人的関係

¹ 現行の14号規則第3条では、次の8項目を審査項目として掲げている。(① 財政状態及び経営成績、② 調達する資金の使途及びその効果(売出しの引受けの場合は当該売出しの目的)、③ 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方、④ 株券等の発行数量及び発行額(売出しの引受けの場合は売出数量及び売出額)、⑤ 株券等の流動性及び収益性、⑥ 過去に発行された株券等の状況、⑦ 株価等の動向、⑧ その他会員が必要と認める事項)

会社を含む)との取引の必然性、取引条件の妥当性を確認することで、これらの特定の者との取引が本来株主に帰属すべき利益を損ねていないか、あるいは親会社等からの独立性を確認することで、当該親会社等が企業の意思決定に影響を及ぼし、同様に株主の利益を損ねていないか等について審査を行うべきとの結論に至った。

また、企業が企業集団を形成して事業展開をしている場合、企業内容等の開示が意図的に歪められていることがないか、関係会社(資本上位会社を除く)の管理状況及び出資構成について審査を行うべきとの結論に至った。

なお、本項目については、ベンチャー企業などの過渡的な体制にある企業については、事業立ち上げに必要な支援関係を考慮した上で、各証券会社において判断することを妨げないこととした。

事業継続体制

「事業継続体制」を大分類項目として規定することとし、具体的には、企業が事業を継続していくには様々な法令遵守及びコンプライアンス体制の整備が求められるところであり、現行におけるこれらの体制整備の状況に加え、もし過去に問題が生じていた場合には、その後どのように改善がなされ、再発防止の仕組みが構築されたのかも踏まえて審査を行うべきとの結論に至った。

また、訴訟リスクなど、円滑な事業の継続を脅かす要素も可能な限り取り除かれている必要があることから、昨今の知的財産権に関する関心の高まりを踏まえ、主要な製品、サービス等に係る特許権及び実用新案権や商標権などの保護の状況、他社の権利侵害の状況 及び 事業継続にあたっての重要な契約の締結状況、権利の確保の状況について審査を行うべきとの結論に至った。

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況

近年の上場企業における粉飾決算等の問題を踏まえ、我が国においても、米国のエンロン事件を契機とした Sarbanes-Oxley Act (SOX 法) の制定(2002年7月)に倣い、本年夏に施行される予定の金融商品取引法において、上場企業に対して会計監査制度の充実と内部統制の強化が求められることとなる。

こうした状況も踏まえ、「コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況」を大分類項目として規定することとし、具体的には、会社規模、事業リスクへの対応力等の観点からの会社の機関設計の妥当性、取締役・代表取締役・取締役会の責任遂行の状況(委員会設置会社の場合、代表執行役・執行役・執行役会等の責任遂行の状況等)、監査役・監査役会の責任遂行(委員会設置会社の場合、取締役会、3委員会の責任遂行の状況等) 及び 内部監査機能の状況 並びに 組織、社内規則、売上債権管理、予算管理、労務管理、システム管理等様々な観点からの内部管理体制の運用状況と牽制機能について審査すべきとの結論に至った。

財政状態及び経営成績

新規公開においては、上場に至るまでの財政状態及び経営成績の実績やその変動要因が、公開価格や投資者の投資判断に大きく影響している。そこで、「財政状態及び経営成績」を大分類項目として規定することとし、具体的には、企業が投資者の期待に応えられるだけの財政状態の健全性と資金繰り状況にあるかを確認し、さらに、財政状態及び経営成績の変動理由を分析して、企業の対応力を見るとともに、そのような業績変動要因が適切に開示されているかについて審査すべきとの結論に至った。

なお、本項目では、基本的には実績部分を審査することに主眼を置き、企業の将来的な事業展開や業績見通しに係る審査項目については、次項の「⑥ 業績の見通し」にまとめることとした。

業績の見通し

「業績の見通し」を大分類項目として規定することとし、具体的には、前項の「⑤ 財政状態及び経営成績」において審査する内容をベースに、過去の実績を踏まえた利益計画の策定根拠の妥当性及び利益計画の進捗状況を審査するとともに、企業が将来にわたって投資者の期待に応えられるだけの成長性・安定性を有しているかを審査すべきとの結論に至った。

また、剰余金の配当の状況及び配当方針とその開示についても、併せて審査を行うべきとの結論に至った。

調達する資金の使途・売出しの目的

「調達する資金の使途・売出しの目的」を大分類項目として規定することとし、具体的には、調達する資金の使途(売出しの場合は当該売出しの目的)の妥当性として、企業の事業ステージや事業計画と整合が取れているか、また、調達する資金の使途が適切に開示されるかについて審査を行うべきとの結論に至った。

なお、上場基準への適合のため未予定額が発生する場合には、その充当方針や変更可能性について、また、ベンチャー企業の立ち上げ期における企業推進者の売出しにあたっては、その必然性とその旨の開示も合わせて行うことが適当であると考えられる。

企業内容等の適正な開示

近年、上場企業における有価証券報告書等の不実記載により、投資家の信頼を大きく損ねる事例が発生していることを踏まえ、「企業内容等の適正な開示」を大分類項目として規定することとし、具体的には、法定開示制度及び適時開示制度への適応力について、四半期開示への対応も含め十分な審査が必要であるとの結論に至った。

また、平成15年4月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」及び関連ガイドラインが改正され、事業内容全般にわたり投資者の投資判断に影響を及ぼす可能性のある事項として「事業等のリスク」の開示内容の重要性が高まっている。こうした状況を踏まえ、投資者がリスクを正しく認識したうえで投資判断を行えるよう、「事業等のリスク」を始めとする企業情報等の開示内容の適正性・開示範囲の充分性について審査するとともに、投資者の視点に立った分かりやすい表現にも配慮し、開示表現の妥当性についても審査を行うべきとの結論に至った。

(2) 規則化にあたっての方針

新規公開時の引受審査項目の規則化にあたっての方針は、以下のとおりとすべきである。

- ・ 大分類項目は「14号規則」、中分類項目は「同規則細則」にて規定する。
- ・ POに係る引受けを主に規定する14号規則に併記すると複雑になるため、IPOに係る引受審査、POに係る引受審査等をそれぞれ別の章立とするなどして明確化する。
- ・ 現行の14号規則第3条本文²において、当該規則の本文に発行者が取引所へ新規に上場申請するに当たっての会員の義務、責任、並びに、上場時の募集又は売出しの引受けを行うにあたっての会員の義務、責任について規定した条文を追加、あるいは章立てした冒頭にまとめることとする。

加えて、規則で規定する審査項目は、会員が審査すべき最低限の項目であり、これらの項目にかかわらず、会員は十分な審査を行う旨、新たな条文（項）を新設する。

(3) 規則に規定すべき審査項目

14号規則及び同規則細則に規定するIPO時に会員が行う引受審査の具体的な項目は、以下のとおり（大分類9項目、中分類24項目）とすべきである。

1. 公開適格性

- (1) 事業の適法性及び社会性
- (2) 会社の経営理念及び経営者の法令遵守やリスク管理等に対する意識
- (3) 反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み
- (4) 上場するにあたっての市場の利用目的の健全性

² 現行の14号規則第3条本文では、「会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、当該発行又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号（売出しの引受けを行うに当たっては、第3号及び第6号を除く。）に掲げる事項について厳正に審査、確認するとともに、必要に応じて、当該発行者の財政状態等及びその監査の状況について当該発行者の公認会計士又は監査法人から聴取する等引受証券会社としての総合的な判断と責任のもとに行わなければならない。」旨規定している。

2. 企業経営の健全性と独立性

(注) ベンチャー企業などの過渡的な体制にある企業については、事業立ち上げに必要な支援関係を考慮した上で、各会員において判断をする。

(1) 関連当事者（公開前規制にて規定する人的関係会社を含む）との取引の必然性、取引条件の妥当性

(注) 企業会計基準公開草案第14号による関連当事者の範囲の見直しに対応する。

(2) 親会社等など特定の者からの独立性

(3) 関係会社（資本上位会社を除く）の管理状況と出資構成

(注) 関係会社の財政状態及び経営成績は、連結ベースでの審査を実施することとなるため、大項目5. 財政状態及び経営成績に含まれる。

3. 事業継続体制

(1) 企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況

(2) 事業推進に必要な知的財産権の保護の状況、他社の権利侵害の状況

(3) 事業継続に当たって重要な契約の締結状況、権利の確保の状況

4. コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況

(1) 会社の機関設計の妥当性（会社規模、事業リスクへの対応力等）

(2) 取締役・代表取締役・取締役会の責任遂行の状況（委員会設置会社の場合、代表執行役・執行役・執行役会等の責任遂行の状況等）

(3) 監査役・監査役会の責任遂行（委員会設置会社の場合、取締役会、3委員会の責任遂行の状況等）及び内部監査機能の状況

(4) 内部管理体制（組織、社内規則、売上債権管理、予算管理、労務管理、システム管理等）の運用状況と牽制機能

5. 財政状態及び経営成績

(1) 財政状態の健全性と資金繰り状況

(2) 財政状態及び経営成績の変動理由分析

6. 業績の見通し

(1) 利益計画の策定根拠の妥当性

(2) 利益計画の進捗状況

(3) 企業の成長性・安定性

(4) 剰余金の配当に関する考え方

7．調達する資金の使途・売出しの目的

(1) 調達する資金の使途(売出しの場合は当該売出しの目的)の妥当性(事業計画との整合等)

(2) 調達する資金の使途の適切な開示

8．企業内容等の適正な開示

(1) 法定開示制度及び適時開示制度への適応力

(2) 「事業等のリスク」など企業情報等の開示内容の適正性・開示範囲の十分性・開示表現の妥当性

9．その他会員が必要と認める事項

以 上

「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」第二次報告
(平成18年10月26日付け公表)の内容

日本証券業協会

1. 既上場会社の引受審査項目の見直し

オペ懸論点整理においては、「上場時だけの引受審査項目だけではなく、追加発行時等の別に応じた適切な差異を設けることの検討も必要となる」旨の指摘が行われている。

これを踏まえ、既上場会社の株式の引受審査項目の見直しのほか、株式と有価証券としての性格の異なるREIT及びSBに係る引受審査項目を新たに策定することについて検討を行った。

(1) 検討の内容

議論を進めるにあたって、現行の14号規則に規定されている審査項目及び平成18年9月20日付け策定したIPOに係る引受審査項目をベースとし、まずは、IPOに係る引受審査項目と同様に、POに係る引受審査についても適用すべき項目について検討を行うこととした。

その結果、IPOに係る大分類項目のうち、「業績の見通し」として、利益計画の策定根拠の妥当性、利益計画の進捗状況並びに剰余金の配当に関する考え方について、また、「企業内容等の適切な開示」として、事業等のリスクなどの企業情報等の開示内容の適正性・開示範囲の十分性・開示表現の妥当性については、同様に重要な項目であると考えられることから、新たにPOに係る引受審査の大分類及び中分類項目として規定することとした。

一方で、IPOに係る引受審査項目のうち、「反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み」、「企業経営の健全性と独立性」、「事業継続体制」及び「コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況」については、POに係る引受審査では、発行者（既上場会社）は日々大勢の株主・投資家によってチェック・評価を受けていることを踏まえ、また、発行者の機動的な発行ニーズに応えるよう限られた期間で引受審査を行っていることを考慮して検討を行った。その結果、POに係る引受審査項目としては規定しないが、各社が対応し得る範囲において責任をもって確認を行うべきとの結論に至った。

また、現行の14号規則に規定されている引受審査項目は、それぞれ、より詳細な中分類項目が必要との結論に至り、具体的な内容の検討を行った。

現行の審査項目である「財政状態及び経営成績」及び「調達する資金の使途及びその効果（売出しの引受けの場合は当該売出しの目的）」については、昨今のPOにおける引受審査上の問題点¹を踏まえ、その重要性について改めて認識するとともに、その中分類項目として、財政状態の健全性と資金繰り状況、財政状態及び経営成績の変動理由分析、調達する資金使途の妥当性、調達資金の充当による将来の収益への影響並びに調達する資金の使途の適切な開示を規定することとした。

さらに、「株券等の発行数量及び発行額」、「株券等の流動性及び収益性」等現行の引受審査項目については、大分類項目を「株価等の動向」とし、それぞれを中分類項目に整理・再編することとした。

なお、新たに規定するPO固有の中分類項目としては、「財政状態及び経営成績」のうち、「公表された利益計画の達成状況」として、過去に公表された計画の精度から新たに作成される利益計画の信頼性・妥当性を判断すること及び経営成績の変動要因に係る開示の十分性を検討すること、「調達する資金の使途及びその効果」のうち、「過去調達した資金の充当状況」として、今回のファイナンスの必要性に係る判断材料とすること、また、「企業内容等の適切な開示」のうち、「直近事業年度末以降の状況の適切な開示」として、ファイナンス直前の有価証券報告書に記載された事業年度末以降の必要な情報が適切に開示されていることを確認することとした。

(2) 規則化にあたっての方針

既上場会社の引受審査項目の規則化にあたっての方針は、以下のとおりとすべきである。

- ・ 現行の14号規則第3条に規定されている審査項目について見直しを行い、新たな引受審査項目として、大分類項目は「14号規則」、中分類項目は「同規則細則」にて新たに規定する。
- ・ 規則で規定する審査項目は、会員が審査すべき最低限の項目であり、これらの項目にかかわらず、会員は十分な審査を行う旨、新たな条文（項）を新設する。
- ・ また、POに係る引受審査においては、発行者は大勢の株主・投資家によって、反社会的勢力との関係、企業経営の健全性と独立性、事業継続体制、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況について日々チェックを受け、評価を受けていることが前提となっていることから、これらの事情を勘案した審査項目を策定する。ただし、POに係る引受審査の開始前において、公表された事実や報道から、これらの項目について十分な開示がなされていない、あるいは評価が十分になされていないと考えられる場合には、これらの項目についても審査を行う等の慎重な対応を行うとともに

¹ PO審査分科会においては、検討の開始に先立ち、昨今問題視されている既上場会社による大幅な希薄化を伴う公募増資等のあり方を踏まえつつ、種々の検討を行うこととされた。

に、POに係る引受審査期間中において、これらの項目に関する問題点を把握した場合には、同様に対応を行う旨規定する。

(3) 規則に規定すべき審査項目

14号規則及び同規則細則に規定するPO時に会員が行う引受審査の具体的な項目は、以下のとおり（大分類6項目、中分類15項目）とする。（下表のうち、下線項目は今回新設又は細分化した項目）

1．財政状態及び経営成績

(1) 財政状態の健全性と資金繰り状況

(注) 資金繰り状況の審査については、キャッシュフローの状況を含むものとする。

(2) 財政状態及び経営成績の変動理由分析

(3) 公表された利益計画の達成状況

2．業績の見通し

(1) 利益計画の策定根拠の妥当性

(2) 利益計画の進捗状況

(3) 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方

3．調達する資金の用途及びその効果(売出しの引受けの場合は当該売出しの目的)

(1) 調達する資金の用途(売出しの場合は当該売出しの目的)の妥当性(事業計画との整合等)

(2) 調達資金の充当による将来の収益への影響

(3) 調達する資金の用途の適切な開示

(4) 過去調達した資金の充当状況

4．株価等の動向

(1) 株価の推移

(2) 出来高の推移

(3) 株券等の流動性と発行数量(売出しの場合は売出数量)の妥当性

5．企業内容等の適切な開示

(1) 「事業等のリスク」などの企業情報等の開示内容の適正性・開示範囲の充分性・開示表現の妥当性

(2) 直近事業年度末以降の状況の適切な開示

6. その他会員が必要と認める事項

2. 引受審査に関する実務指針の見直し

現在、会員が実施している引受審査手続きの基本となる引受審査に関する実務指針「有価証券の引受審査手続きに関する事務処理指針」（平成4年8月）（以下「事務処理指針」という。）については、制定から相当の期間が経過しており、引受審査の環境が変化する中で見直しが行われていない状況にある。

これを踏まえ、事務処理指針の見直しについて検討を行った。

(1) 検討の内容

議論を進めるに当たって、まずは自由競争の中で資本市場を活性化するという命題の下、会員における必要且つ十分な引受審査手続きを確保するため、規則化すべき項目の検討を行うこととした。

その際、現行の事務処理指針は、主にPOにおける事務手続きの内容について規定した実務指針であるため、これにIPOにおける手続きを加え、現状の取扱いに合わせて見直しを行った。

その結果、引受審査の対象とする有価証券に普通社債（非居住者発行を含む。）が含まれること、発行者の監査人との間で適切な連携をとる旨、引受審査を行うにあたって十分な審査期間を確保する旨、主幹事会員はその他の引受けに参画する会員の引受審査に可能な限り協力する旨 並びに 引受審査に使用する資料や日程などの具体的な手続き等について、新たに規則化すべきとの結論に至った。

(2) 規則化にあたっての方針

上記(1)における検討の結果、現在会員が実施している引受審査手続きの基本となる事務処理指針については、制定から相当の期間が経過していることを踏まえ、今般、投資者保護、資本市場の健全化・活性化に資することを目的として、必要と考えられる内容について、14号規則及び同規則細則にて新たに規定すべきである。

なお、これらの見直しに伴い、現行事務処理指針の内容の殆どが規則化されることとなるため、同指針は廃止することとした。

(3) 規則に規定すべき審査手続き

14号規則及び同規則細則に規定するIPO、PO時に会員が行う引受審査の具体的な手続きは、以下の内容とすべきである。

1．規則にて引受審査の対象とする有価証券

- (1) 規則にて対象とする有価証券は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券、社債券及び不動産投資信託証券（非居住者が発行する証券又は証書でこれらの性質を有するものを含む。）とし、これらの募集又は売出しの引受けに係る引受審査、又は、これらの国内証券取引所へ新規に上場申請するにあたっての審査について規定するものとする。
- (2) 非居住者による国内発行、国内証券取引所への上場の場合も、国内の発行者と同様に審査を行うこととし、その場合においては、非居住者という個別事情が大きく異なる特殊性に鑑み、審査項目の取扱いについては、各発行者に応じて適切なものとする。
- (3) 発行登録制度を利用して機動的な発行を準備する場合、継続開示書類（発行者の元利金支払能力の評価に影響を及ぼすと認められる内容が開示されているものに限る）の提出の都度、発行者より引受予定会員として指名された者において引受審査を実施するものとする。
- (4) 公募実績の乏しい有価証券に関し、あるいは今後新たな商品性格を持った有価証券の引受けが活発になることに備え、「個別審査項目のない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の精神に則り、必要と認められる事項について十分な審査を行わなければならない。」旨の包括条項を定めるものとする。

2．引受審査準則

- (1) 会員は、引受けを行うにあたっては、当該有価証券の払込日までの企業動向についての的確な情報の把握に努めるとともに、引受審査の対象となる有価証券の発行者の監査人より、次項に規定する調査報告（以下「コンフォートレター」という。）を受領するものとする。
- (2) コンフォートレターの具体的な記載事項、内容等については、概ね「監査人から事務幹事証券会社への書簡」要綱（最終改正平成12年5月9日、日本公認会計士協会・日本証券業協会）（今後改定予定）に準拠して行うものとする。
- (3) 会員は、引受審査を行うにあたっては、十分な審査期間を確保するとともに、相当な注意を用いて必要十分な審査手続きを行うものとする。
- (4) 主幹事会員は、その他の引受けに参画する会員の引受審査に可能な限り協力するものとし、当該会員に対し、十分な期間前に引受審査資料等を送付するものとする。

3．引受審査手続き

- (1) 発行者より指名された主幹事会員は、発行者から直近の有価証券報告書、半期報告書等の継続開示書類及び引受審査資料を受領するものとする。

- (2) 前項における引受審査資料の内容は、例えば以下に掲げるものとする。
- 1 引受審査基礎資料、2 定款、3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、4 税務申告書（修正申告書及び更正通知書を含む。）、5 会社案内（IR使用資料等）及び製品カタログ
- (3) 前項1における引受審査基礎資料の内容は、例えば以下に掲げるものを含むとする。
- ① 調達資金使途、② 予想貸借対照表又は予想キャッシュフロー表、③ 会社の概要、a. 業界に占める地位、シェア、b. 業界の動向、c. 事業の概況、d. 事業内容の変更等、④ 営業の状況と利益計画、a. 営業の状況、b. 利益計画、⑤ 経理の状況、a. 販売先一覧表、b. 仕入先一覧表、c. 月次受注高及び売上高表、d. 関係会社一覧表、⑥ 最近の財政状態及び経営成績、a. 最近の財政状態、b. 偶発債務一覧表、c. 最近の経営成績、d. 重要な後発事象、e. 最近の受注高、受注残高及び売上高、⑦ 事業等のリスクに関する検討事項
- (4) 主幹事会員は発行者及び発行者の監査人に対し、引受審査に係る質問書を送付し、回答を原則として書面により受領するよう努めるものとする。
- (5) 主幹事会員は、前項に規定する回答を含めて、発行者及び発行者の監査人との間で、面談や質疑応答等を行うものとする。
- (6) 主幹事会員が、発行者から引受審査資料を受領する日程については、POについては発行決議日の概ね17営業日前まで、また、発行登録については発行登録効力発生予定日の概ね14営業日前までとするものとする。
- (7) 主幹事会員は、他の引受会員に対して、IPOについては発行決議日の概ね15営業日前までに引受審査基礎資料及び有価証券届出書のドラフト（作成状況によっては、上場申請のための有価証券報告書（Iの部）で代替）を、POについては発行決議日までに引受審査基礎資料を送付するものとする。

以 上